

議 案 目 録

令和7年(2025年)12月1日

番 号	件 名
議案第 84 号	令和7年度(2025年度)彦根市一般会計補正予算(第4号)
議案第 85 号	令和7年度(2025年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 86 号	令和7年度(2025年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 87 号	令和7年度(2025年度)彦根市病院事業会計補正予算(第2号)
議案第 88 号	令和7年度(2025年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 89 号	令和7年度(2025年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 90 号	彦根市都市公園運動施設整備基金の設置、管理および処分に関する条例案
議案第 91 号	彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案
議案第 92 号	彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第 93 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 94 号	彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 95 号	彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 96 号	彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 97 号	彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 98 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 99 号	彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 100 号	彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 101 号	彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案
議案第 102 号	彦根市公園条例の一部を改正する条例案
議案第 103 号	彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第 104 号	彦根市立児童館条例を廃止する条例案

議案第 105 号	彦根市子どもセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 106 号	彦根市営中央駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 107 号	彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 108 号	いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、本町駐車場、松原駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 109 号	荒神山公園および庄堺公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 110 号	金亀公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 111 号	彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 112 号	彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 113 号	彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
諮問第 3 号	公共下水道事業に係る受益者分担金の減免不承認決定処分についての審査請求につき意見を求めることについて
報告第 24 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 25 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 26 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 27 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 28 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 29 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 30 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について
報告第 31 号	督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

議案第 90 号

彦根市都市公園運動施設整備基金の設置、管理および処分に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市都市公園運動施設整備基金の設置、管理および処分に関する条例

(設置)

第 1 条 本市の都市公園(都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。)に設ける運動施設(法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する運動施設をいう。)の整備および維持管理に要する経費の財源に充てるため、彦根市都市公園運動施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)において定める額とする。

2 前条に規定する基金の設置の目的のために市が寄附金として受ける額は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理および処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 91 号

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 20 条)

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則(第 21 条)

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業(第 22 条―第 25 条)

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第 26 条・第 27 条)

第 3 章 雑則(第 28 条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第 3 条 この条例に定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等

通園支援事業として行う法第6条の3第23項に規定する乳児または幼児への遊びおよび生活の場の提供ならびにその保護者との面談および当該保護者に対する援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児または幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意および訓

練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難および消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 9 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識および技能の向上等)

第 11 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第 12 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 13 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(乳児等通園支援事業所外で調理し、搬入する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第 17 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
 - (2) 提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数および職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額
 - (6) 乳児および幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 18 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 19 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第 20 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 21 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業および余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。))第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。))または家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。))を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。))がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児または幼児(次条第 7 号カおよび第 23 条第 3 項第 2 号において「乳幼児」という。))を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。))の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児または満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室またはほふく室および便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児または前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児または第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室またはほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室または遊戯室および便所を設けること。
- (6) 保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室または遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室(以下「保育室等」という。))を 2 階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物または同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ご

とに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号または同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号または同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号または同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号または同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号または同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号および第 10 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分とが建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けら

れていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設または事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であ

って、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児およびその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 25 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備および職員の基準)

第 26 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備および職員の基準は、次の各号に掲げる施設または事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 24 年滋賀県条例第 64 号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 70 号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年滋賀県条例第 72 号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 35 号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第 27 条 第 24 条および第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 25 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第 3 章 雑則

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 92 号

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市事務分掌条例の一部を改正する条例

彦根市事務分掌条例(昭和 45 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長直轄組織および部を置き、次のとおり」を削り、「分掌させる」の次に「ため、次の部を置く」を加え、第 1 号を削り、同条第 2 号中コをサとし、エからケまでをオからコまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 秘書および渉外に関すること。

第 1 条中第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を削り、同条第 4 号カ中「市長直轄組織および」を削り、同号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 防災および危機管理に関すること。

第 1 条中第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 8 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 母子保健に関すること。

第 1 条中第 8 号を第 6 号とし、同条第 9 号中「観光文化戦略部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同号に次のように加える。

エ スポーツに関すること。

第 1 条中第 9 号を第 7 号とし、第 10 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条第 8 号中イをウとし、アの次にイを加える改正規定は、公布の日から施行する。

(彦根市文化財保護条例の一部改正)

- 2 彦根市文化財保護条例(昭和 47 年彦根市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 4 項中「観光文化戦略部」を「観光文化スポーツ部」に改める。

(彦根市国民保護協議会条例および彦根市国民保護対策本部および彦根市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「市長直轄組織」を「総務部」に改める。

(1) 彦根市国民保護協議会条例(平成 18 年彦根市条例第 3 号)第 7 条

(2) 彦根市国民保護対策本部および彦根市緊急対処事態対策本部条例(平成 18 年彦根市条例第 4 号)第 6 条

議案第 93 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表(50)の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表(51)の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 94 号

彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 10 条関係)

使用料

区分		午前 1	午前 2	午後 1	午後 2	夜間
		8 時 30 分から 10 時 30 分まで	10 時 30 分から 12 時 30 分まで	13 時から 15 時まで	15 時から 17 時まで	17 時以降 1 時間当たり
稲枝地区 公民館	大集会室	円 3,340	円 3,340	円 3,340	円 3,340	円 1,750
	実習室	900	900	900	900	520
	第 1 会議室	900	900	900	900	520
	第 2 会議室	700	700	700	700	370
	図書室	700	700	700	700	400
	調理実習室	1,200	1,200	1,200	1,200	630
西地区公 民館	大会議室	2,230	2,230	2,230	2,230	1,180
	実習室	1,000	1,000	1,000	1,000	540
	会議室	510	510	510	510	310
	図書室	400	400	400	400	250
東地区公 民館	大会議室	1,720	1,720	1,720	1,720	900
	実習室	1,000	1,000	1,000	1,000	540

	第 1 会議室	700	700	700	700	420
	第 2 会議室	700	700	700	700	370
	図書室	300	300	300	300	190
旭森地区 公民館	大会議室	1,620	1,620	1,620	1,620	840
	実習室	1,000	1,000	1,000	1,000	540
	第 1 会議室	190	190	190	190	160
	第 2 会議室	400	400	400	400	240
	図書室	810	810	810	810	480
	調理実習室	1,200	1,200	1,200	1,200	630
	第 1 集会室	1,300	1,300	1,300	1,300	660
	第 2 集会室	1,300	1,300	1,300	1,300	660
河瀬地区 公民館	大会議室	1,810	1,810	1,810	1,810	900
	実習室	810	810	810	810	480
	会議室	600	600	600	600	340
	図書室	700	700	700	700	400
中地区公 民館	大会議室	2,430	2,430	2,430	2,430	1,300
	実習室	1,110	1,110	1,110	1,110	570
	調理実習室	1,200	1,200	1,200	1,200	660
	会議室	400	400	400	400	240
	図書室	510	510	510	510	310
鳥居本 地区公民館	大会議室	3,340	3,340	3,340	3,340	1,740
	和室	700	700	700	700	420
	調理実習室	810	810	810	810	520
	会議室	1,200	1,200	1,200	1,200	600
	実習室	700	700	700	700	460
	図書室	510	510	510	510	310
南地区公 民館	大会議室	5,290	5,290	5,290	5,290	2,850
	和室	600	600	600	600	360
	調理実習室	1,200	1,200	1,200	1,200	630
	会議室	1,620	1,620	1,620	1,620	880
	実習室	1,240	1,240	1,240	1,240	620
	図書室	600	600	600	600	340

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 95 号

彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例(平成元年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 8 条関係)

使用料

区分	午前	午後	夜間
	8 時 30 分から 12 時 30 分まで	13 時から 17 時まで	17 時以降 1 時間当たり
ホール	円 8,070	円 8,070	円 2,010
第 1 会議室	1,440	1,440	430
第 2 会議室	1,010	1,010	290
第 3 会議室	1,070	1,070	290
図書室	770	770	190
和室	2,650	2,650	660
調理実習室	1,980	1,980	490
練習室	2,560	2,560	640

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 96 号

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例(昭和 58 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,460 円」を「2,190 円」に、「1,670 円」を「2,500 円」に、「520 円」を「780 円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 彦根市外に居住する者または彦根市外に所在する法人もしくは団体に係る使用料は、この表に定める使用料の額に当該額の 50 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

付 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表に備考を加える改正規定および次項の規定 令和 8 年 4 月 1 日
 - (2) 別表備考以外の部分の改正規定および付則第 3 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- 2 前項第 1 号に掲げる規定による改正後の別表備考の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 付則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の別表の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 97 号

彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例(平成 17 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表彦根市北デイサービスセンターの項を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正前の彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき彦根市北デイサービスセンターの指定管理者(同項に規定する「指定管理者」をいう。)の指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であった者に係る旧条例第 15 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 8 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第 15 条第 4 項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 98 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
および彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

(彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部改正)

第 1 条 彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園で
ある特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園で
ある特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こ
ども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26
年彦根市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公
共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士または当該認定地方公
共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士)」を加える。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 99 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例
第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条または第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児または幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断

第 23 条第 2 項中「保育士または」を「保育士(法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。))の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))または」に改める。

第 29 条第 1 項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあっては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第 31 条第 1 項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあっては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、「以下「保育従事者」を「次項において「保育従事者」に改める。

第 44 条第 1 項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第 47 条第 1 項中「保育従事者」を「保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士または当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)」に改める。

付則第 9 項中「この項において」を削る。

付則に次の 1 項を加える。

- 11 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。)」とあるのは、「除く。)または当該小規模保育事業所 A 型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 100 号

彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 9 号)の
一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 8 条関係)

使用料

区分	午前	午後	午前・午後	夜間
	8 時 30 分から 12 時まで	13 時から 17 時ま で	8 時 30 分から 17 時まで	17 時以降 1 時間当 たり
多目的ホール	円 2,830	円 3,240	円 6,070	円 1,080
集会室 1(洋室)	2,340	2,680	5,020	800
集会室 2(和室)	1,710	1,960	3,670	730
調理実習室	2,520	2,880	5,400	800

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日
前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 101 号

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市観光駐車場条例の一部を改正する条例

彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「松原駐車場」を「大手前駐車場および松原駐車場」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3(第 4 条関係)

駐車場の供用時間

名称	供用時間	備考
いろは松駐車場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
二の丸駐車場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
桜場駐車場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
大手前駐車場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	第 4 条第 2 項の規定により供用する場合に限る。
本町駐車場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
松原駐車場	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	第 4 条第 2 項の規定により供用する場合に限る。
京橋口駐車場	大型車 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 普通車 午前 0 時から午後 12 時まで	

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 102 号

彦根市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市公園条例の一部を改正する条例

彦根市公園条例(昭和 54 年彦根市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条中「利用料金」の次に「(第 20 条に規定する協定に基づき市に納付する額を除く。)」を加える。

別表第 2 テニスコート(1 面につき)の項から多目的グラウンドの項までを次のように改める。

テニスコート (1 面につき)	1 時間 当たり	6 時から 21 時 30 分まで	660 円	1,320 円	夜間照明の使用料は、電力量料金の範囲内において、別に定める。
多目的競技場	1 時間 当たり (平日)	6 時 30 分から 21 時 30 分ま で	3,000 円	6,000 円	夜間照明の使用料は、電力量料金の範囲内において、別に定める。部分使用の場合(入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合に限る。)は、50 パーセントに相当する額とする。
	1 時間 当たり (平日 以外)	6 時 30 分から 21 時 30 分ま で	6,000 円	12,000 円	
多目的グラウンド	1 時間 当たり	6 時 30 分から 19 時 30 分ま で	700 円	1,400 円	部分使用の場合(入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合に限る。)は、50 パーセントに相当する額とする。

別表第 3 野球場の項およびテニスコート(1 面につき)の項を次のように改める。

野球場	早朝	6 時から 8 時 まで	1,250 円	2,500 円	本部席、スコアボードその他備品類の使用料は、別に定める。夜間照明の使用料
	午前	8 時から 12 時	4,700 円	9,400 円	

		30 分まで			は、電力量料金の範囲内において、別に定める。
	午後	12 時 30 分から 17 時まで	6,280 円	12,560 円	
	前夜	17 時から 19 時 30 分まで	2,400 円	4,800 円	
	後夜	19 時 30 分から 21 時 30 分まで	2,400 円	4,800 円	
テニスコート (1 面につき)	1 時間 当たり	6 時から 19 時 30 分まで	660 円	1,320 円	

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 および別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 103 号

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市火災予防条例の一部を改正する条例

彦根市火災予防条例(昭和 48 年彦根市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等(第 29 条の 2―第 29 条の 7)」を
第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等(第 29 条の 2―第 3 章の 3 林野火災の予防(第 29 条の 8・第 29 条の 9)

29 条の 7) に改める。

第 29 条中「警報」の次に「(法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の
予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に
在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務
の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条第 6 号」を「第 45 条第 1 項第 6 号」に改める。

第 45 条第 1 号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間および区域を指定することができる。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 104 号

彦根市立児童館条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市立児童館条例を廃止する条例

彦根市立児童館条例(昭和 39 年彦根市条例第 22 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による廃止前の彦根市立児童館条例(以下「旧条例」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であつた者に係る旧条例第 16 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 11 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第 16 条第 4 項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 105 号

彦根市子どもセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市子どもセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市子どもセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和
22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

(1) 名 称 彦根市子どもセンター

(2) 所在地 彦根市日夏町 4769 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 高木・技研特別共同体

(2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一

(3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 106 号

彦根市営中央駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市営中央駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市営中央駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市営中央駐車場
- (2) 所在地 彦根市京町二丁目 1 番 27 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 公益社団法人彦根市シルバー人材センター
- (2) 代表者 理事長 上 田 均
- (3) 所在地 彦根市開出今町 1419 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 107 号

彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第 1 自転車駐車場、彦根駅前第 2 自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
彦根市営河瀬駅前西口駐車場	彦根市川瀬馬場町 1375 番地 3
彦根駅前第 1 自転車駐車場	彦根市古沢町 141 番地 10
彦根駅前第 2 自転車駐車場	彦根市旭町 536 番地
河瀬駅前東口自転車駐車場	彦根市南川瀬町 1521 番地 11
河瀬駅前西口自転車駐車場	彦根市川瀬馬場町 924 番地 9

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

(1) 名 称 株式会社駐輪サービス

(2) 代表者 代表取締役 蘆 原 節 二

(3) 所在地 大阪市北区曽根崎新地二丁目 5 番 3 号

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 108 号

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、本町駐車場、松原駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、本町駐車場、松原駐車場および京橋口駐車場の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

いろは松駐車場、二の丸駐車場、桜場駐車場、本町駐車場、松原駐車場および京橋口駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称	所 在 地
いろは松駐車場	彦根市尾末町 1 番 51 号
二の丸駐車場	彦根市金亀町 4 番 33 号
桜場駐車場	彦根市金亀町 3 番 28 号
本町駐車場	彦根市本町二丁目 19 番地 1
松原駐車場	彦根市松原町 515 番地 8
京橋口駐車場	彦根市本町二丁目 1 番 45 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 公益社団法人彦根観光協会
- (2) 代表者 会長 木 村 昌 弘
- (3) 所在地 彦根市本町一丁目 12 番 5 号

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 109 号

荒神山公園および庄堺公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

荒神山公園および庄堺公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

荒神山公園および庄堺公園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称	所在地
荒神山公園	彦根市日夏町 4782 番地外
庄堺公園(ばら園、はなしょうぶ園およびハーブ園に限る。)	彦根市開出今町 1428 番地 2 外

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 高木・技研特別共同体
- (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一
- (3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 110 号

金亀公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

金亀公園の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

金亀公園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 金亀公園
- (2) 所在地 彦根市金亀町 3029 番地 1 外

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 一般社団法人金亀パークマネジメント
- (2) 代表者 代表理事 澤 田 晃 仁
- (3) 所在地 彦根市後三条町 298 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日まで

議案第 111 号

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定につき
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者の指定に
つき議決を求めることについて

彦根市南老人福祉センターおよび彦根市南デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり
指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、
議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名称	所在地
彦根市南老人福祉センター	彦根市田原町 13 番地 2
彦根市南デイサービスセンター	彦根市田原町 13 番地 2

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 特定非営利活動法人ホームスイートホーム
- (2) 代表者 理事長 古 川 博 敏
- (3) 所在地 彦根市新海町 2240 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 112 号

彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市北老人福祉センターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市北老人福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市北老人福祉センター
- (2) 所在地 彦根市馬場一丁目 5 番 5 号

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
- (2) 代表者 会長 磯 谷 直 一
- (3) 所在地 彦根市平田町 670 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 113 号

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市佐和山デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市佐和山デイサービスセンター
- (2) 所在地 彦根市芹川町 484 番地 4

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 医療法人友仁会
- (2) 代表者 理事長 西 川 真理恵
- (3) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町 80 番地

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

諮問第 3 号

公共下水道事業に係る受益者分担金の減免不承認決定処分についての審査請求につき意見を求めることについて

上記の件につき諮問する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

公共下水道事業に係る受益者分担金の減免不承認決定処分についての審査請求につき意見を求めることについて

公共下水道事業に係る受益者分担金の減免不承認決定処分について、下記のとおり審査請求があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 229 条第 2 項の規定により、議会の意見を求める。

記

1 審査請求人

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○

2 審査請求の年月日

令和 6 年 9 月 10 日

3 処分庁および審査庁

市長

4 審査請求の趣旨

処分庁が行った令和 6 年 6 月 10 日付け下水道事業受益者分担金減免決定通知書による公共下水道事業に係る受益者分担金の減免不承認決定処分(以下「本件処分」という。)について、本件処分の取消しの裁決を求める。

5 審査請求の理由

審査請求人が所有する土地(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)は、過去の公共事業に土地を提供した残地であることに加え、審査請求人が希望する位置に公共汚水ますを設置できない土地である等の特別な事情を有しているため、彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例(平成2年彦根市条例第34号。以下「条例」という。)第19条において準用する第11条第6号および彦根市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例施行規則(平成3年彦根市規則第14号。以下「規則」という。)第20条において準用する別表第2の下水道事業受益者分担金減免基準第6号14に該当するものとして受益者分担金の減免申請を行ったものであるが、当該減免申請を不承認とした理由に不服があるため、本件処分の取消しを求めるもの

6 審査請求に対する審査庁の見解

本件処分は、条例および規則に基づき適正になされており、本件処分について裁量権の逸脱または濫用は認められず、違法または不当な点があるとまではいえないため、棄却されるべきである。

報告第 24 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 10 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)119,680 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)3,130 円の計 122,810 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立小学校において学校給食を実施したが、相手

方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 9 月 11 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 25 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 11 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)49,610 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,630 円の計 52,240 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立小学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 9 月 11 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 26 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 12 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○○○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)84,370 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,630 円の計 87,000 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 9 月 12 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 27 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 13 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)62,880 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,630 円の計 65,510 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の 2 人の子が通学している彦根市立小学校および中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 9 月 20 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 28 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 14 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○○○○○○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)42,570 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,630 円の計 45,200 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立中学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 9 月 21 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 29 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 15 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)58,630 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,630 円の計 61,260 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の子が通学している彦根市立小学校において学校給食を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 9 月 25 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 30 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 16 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)182,240 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)3,130 円の計 185,370 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の 2 人の子が通学している彦根市立小学校および中学校において学校給食

を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 10 月 16 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

報告第 31 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 7 年(2025 年)12 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 17 号

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について

督促異議の申立てのあった支払督促の申立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年(2025 年)10 月 27 日

彦根市長 田 島 一 成

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)122,390 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)3,130 円の計 125,520 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の 2 人の子は、彦根市立小学校および中学校に通学しており、彦根市は、当該小学校および中学校において、学校給食を実施した。

4 事案の概要

彦根市は、相手方の 2 人の子が通学している彦根市立小学校および中学校において学校給食

を実施したが、相手方は、給食費徴収金を滞納している。

彦根市は、再三当該給食費徴収金を支払うよう催告したが、相手方がこれに応じないため、令和 7 年 8 月 28 日に彦根簡易裁判所へ給食費徴収金および手続費用(以下「給食費徴収金等」という。)の支払を求める旨の支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方は、令和 7 年 10 月 22 日付けで給食費徴収金等の分割払を希望する旨の督促異議の申立てを行った。

当該督促異議の申立てが行われたことによって、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に、彦根市が給食費徴収金等の支払を請求する旨の訴えを提起したものとみなされるものである。

5 訴訟遂行方針

- (1) 市長が指定した弁護士を代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。